

八街市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要領

- 1 新型コロナウイルス感染症（Covid-19）は、令和2年1月28日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく指定感染症に指定された。また、令和2年1月30日閣議決定による新型コロナウイルス感染症対策本部が内閣に設置された。

本市においては、現下の状況に鑑み、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要があることから、全ての部課等が対応する全庁一体となった取組を推進し、国及び千葉県その他の機関と連携して対策を強力に推進するため、市長を本部長とする八街市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 市長

危機管理監 危機管理監

副本部長 副市長、教育長

本部長 総務部長、市民部長、福祉部長、健康子ども部長、経済環境部長、建設部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、参事

構成員 各部の主管課長、総務部秘書広報課長、総務部企画政策課長、総務部財政課長、教育部学校教育課長、水道課長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長

- 3 本部の庶務は、健康子ども部健康増進課において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策を推進するために必要な事項は八街市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年11月策定）を準用する。